

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 1 号

令和 7 年（2025年） 2 月 17 日（月）（第 1 日）

吹田市議会会議録 1 号

令和7年2月定例会

○ 議 事 日 程

令和7年2月17日 午前10時開議

1 会期の決定について

- 2 { 報告第1号 上告受理の申立てに関する専決処分について
報告第2号 損害賠償額の決定に関する専決処分について

3 施政方針について

議案第1号 吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例の制定について

議案第2号 吹田市吏員恩給条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 吹田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 吹田市子ども・子育て支援審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 吹田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 吹田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その1）請負契約の締結について

議案第14号 佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その2）請負契約の締結について

議案第15号 佐井寺西土地区画整理事業に係る都市計画道路と阪急千里線との立体交差等工事の協定の締結について

議案第16号 （仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更について

議案第17号 高浜橋耐震補強及び補修工事請負契約の一部変更について

議案第18号 吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について

議案第19号 吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業契約の一部変更について

議案第20号 旧津雲台第1住宅及び旧佐竹台住宅の土地の処分について

議案第21号 中学校用GIGA端末iPad購入契約の締結について

4 { 議案第22号 こども園における事故に係る損害賠償額の決定について

議案第23号 中の島公園及び吹田市立中の島スポーツグラウンドの指定管理者の指定について

議案第24号 包括外部監査契約の締結について

議案第25号 市道路線の認定、廃止及び変更について

議案第26号 令和7年度吹田市一般会計予算

議案第27号 令和7年度吹田市国民健康保険特別会計予算

議案第28号	令和7年度吹田市部落有財産特別会計予算
議案第29号	令和7年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算
議案第30号	令和7年度吹田市介護保険特別会計予算
議案第31号	令和7年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算
議案第32号	令和7年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算
議案第33号	令和7年度吹田市病院事業債管理特別会計予算
議案第34号	令和7年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算
議案第35号	令和7年度吹田市水道事業会計予算
議案第36号	令和7年度吹田市下水道事業会計予算
議案第37号	令和6年度吹田市一般会計補正予算（第8号）
議案第38号	令和6年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第39号	令和6年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第1号）
議案第40号	令和6年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第41号	令和6年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第42号	令和6年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）
議案第43号	令和6年度吹田市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第44号	令和6年度吹田市下水道事業会計補正予算（第1号）

5 健康福祉常任委員会委員長の選任について

6 予算常任委員会副委員長の選任について

7 市会議案第1号 吹田市議会事務局条例の一部を改正する条例の制定について

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出席議員 34 名

1 番	益 田 洋 平	2 番	梶 川 文 代
3 番	五 十 川 有 香	4 番	西 岡 友 和
5 番	久 保 直 子	7 番	石 川 勝
8 番	後 藤 恭 平	9 番	中 西 勇 太
10 番	玉 井 美 樹 子	11 番	山 根 建 人
12 番	村 口 久 美 子	13 番	後 藤 久 美 子
14 番	川 田 尚	15 番	江 口 礼 四 郎
17 番	浜 川 剛	18 番	井 上 真 佐 美
19 番	野 田 泰 弘	20 番	竹 村 博 之
21 番	塩 見 み ゆ き	22 番	柿 原 真 生
23 番	清 水 亮 佑	24 番	今 西 洋 治
25 番	林 恭 広	26 番	澤 田 直 己
27 番	白 石 透	28 番	有 澤 由 真
29 番	矢 野 伸 一 郎	30 番	小 北 一 美
31 番	橋 本 潤	32 番	乾 詮
33 番	高 村 将 敏	34 番	井 口 直 美
35 番	泉 井 智 弘	36 番	藤 木 栄 亮

○ 欠席議員 0 名

○ 出席説明員

市 長	後 藤 圭 二	副 市 長	春 藤 尚 久
副 市 長	辰 谷 義 明	水道事業管理者職務代理者	原 田 有 紀
水 道 部 長		総 務 部 長	大 山 達 也
危 機 管 理 監	岡 田 貴 樹	税 務 部 長	中 川 明 仁
行 政 経 営 部 長	今 峰 み ち の	都 市 魅 力 部 長	井 田 一 雄
市 民 部 長	中 村 大 介	福 祉 部 長	梅 森 徳 晃
児 童 部 長	北 澤 直 子	環 境 部 長	道 澤 宏 行
健 康 医 療 部 長	岡 松 道 哉	土 木 部 長	真 壁 賢 治
都 市 計 画 部 長	清 水 康 司	会 計 管 理 者	杉 公 子
下 水 道 部 長	愛 甲 栄 作	理 事（子育て支援センター担当）	岸 上 弘 美
消 防 長	笹 野 光 則	理 事（公共施設整備担当）	伊 藤 登
理 事（福祉指導監査担当）	伊 藤 さ お り	教 育 長	大 江 慶 博
理 事（地域整備担当）	梶 崎 浩 明	教 育 監	植 田 聡
学 校 教 育 部 長	山 下 栄 治		
地 域 教 育 部 長	道 場 久 明		

○ 出席事務局職員

局 長	古 川 純 子	次 長	岡 本 太 郎
参 事	守 田 祐 介	主 幹	井 上 孝 昭
主 幹	稲 見 敦 史	主 査	岡 遙
主 査	水 落 康 介		

（午前10時 開会）

○泉井智弘議長 ただいまから2月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

本日の応招議員は34名、ただいまの出席議員は34名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付いたしてあります

ので、それにより御承知願います。

本日の署名議員を私から指名いたします。

12番 村口議員、14番 川田議員、以上両議員にお願いいたします。

そのほか、本定例会の議事説明員につきましては、別紙、お手元に配付いたしてあります令和7年2月定例会の議事説明員座席表のとおり出席要請いたしましたので、御承知願います。

議 事 説 明 員 座 席 表

令和7年2月定例会
(2025年)

							議 会 事 務 局							
							議 長							
理事 (福祉指導監査担当) 伊藤 さおり	担当 理事 (子育て支援センター) 岸上 弘美	児童部長 北澤 直子	都市魅力部長 井田 一雄	市民部長 中村 大介	行政経営部長 今峰 みちの	総務部長 大山 達也	演 壇	学校教育部長 山下 栄治	教育監 植田 聡	地域教育部長 道場 久明	土木部長 真壁 賢治	理事(地域整備担当) 梶崎 浩明	税務部長 中川 明仁	
福祉部長 梅森 徳晃	健康医療部長 岡松 道哉	消防長 笹野 光則	危機管理監 岡田 貴樹	副市長 辰谷 義明	副市長 春藤 尚久	市長 後藤 圭二		教育長 大江 慶博	水道事業管理者職務代理者 水道部長 原田 有紀	下水道部長 愛甲 栄作	環境部長 道澤 宏行	都市計画部長 清水 康司	理事(公共施設整備担当) 伊藤 登	会計管理者 杉 公子

議

席

○泉井智弘議長 次に、梶川議員から、昨年12月26日付で、常任委員会の所属を変更したい旨の申出があったため、閉会中につき、委員会条例第6条第3項ただし書の規定により、同日付で梶川議員の所属委員会を健康福祉常任委員会から建設環境常任委員会

に変更いたしました。これに伴い、梶川議員は同日付で建設環境常任委員会委員長及び予算常任委員会副委員長を辞任することになりましたので、御報告いたします。

議事に先立ち、市長の挨拶を受けることにいたします。市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 おはようございます。2月定例会の開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

今日は、今定例会に御参集賜り、ありがとうございます。

それでは、今議会において提案を予定しております案件について御説明をいたします。

報告案件といたしまして、上告受理の申立てに関する専決処分等2件、条例案件といたしまして、吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例の制定等12件、単行事件といたしまして、佐井寺西土地地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その1）請負契約の締結等13件、予算案件といたしまして、令和7年度吹田市一般会計予算等11件並びに令和6年度吹田市一般会計補正予算（第8号）等8件でございます。

以上のほかに追加予定案件といたしまして、条例案件として、吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定1件、人選案件として、来る3月28日付をもって任期満了となります福田知弘教育委員会委員の後任及び3月25日付をもって任期満了となります長谷川佳彦公平委員会委員の後任につきましては、それぞれ成案が得られましたら、追加提案をさせていただきたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上が、今回提案を予定しております案件でございます。

それぞれの詳細につきましては、副市長及び担当部長より説明をさせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願いを申し上げます。

なお、後ほど、令和7年度に臨みましての施政方針を申し述べさせていただきたく存じますので、よろしくお願いをいたします。

○泉井智弘議長 これより議事に入ります。

○泉井智弘議長 日程1 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの36日間といたしたいと存じます。これに異議ありません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、会期は36日間と決定いたしました。

○泉井智弘議長 次に、日程2 報告第1号及び報告第2号を一括議題といたします。

理事者の報告を求めます。教育監。

（教育監登壇）

○植田 聡教育監 御上程いただきました報告第1号上告受理の申立てに関する専決処分につきまして、御説明申し上げます。

議案書の5ページをお願いいたします。

本報告は、いじめ重大事態に係る損害賠償請求事件の控訴審判決の一部を不服として上告受理の申立てをしたものでございまして、訴訟物の価額が250万円以下であるため、市長の専決処分事項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、その御報告を申し上げるものでございます。

専決処分年月日は、令和6年12月26日、訴訟物の価額は60万円、相手方はいじめ重大事態の被害児童及びその両親でございます。

事案の概要でございますが、市立小学校におけるいじめ重大事態の被害児童及びその両親が、本市に慰謝料の支払いを求めていた損害賠償請求事件につきまして、被害児童の本市に対する賠償請求の一部を認める第1審判決を不服として、双方が控訴していましたところ、大阪高等裁判所において言い渡された判決が、第1審判決の本市の敗訴部分の判断を維持したこと及び新たに被害児童の両親の本旨に対する賠償請求の一部を認めたことについて納得することができないため、最高裁判所に上告受理の申立てを行ったものでございます。

以上が、本報告の説明でございます。よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 地域教育部長。

（地域教育部長登壇）

○道場久明地域教育部長 御上程いただきました報告第2号 損害賠償額の決定に関する専決処分につきまして説明申し上げます。

このような報告を申し上げることにつきまして、誠に申し訳なく存じます。

議案書の7ページをお願いいたします。

専決処分年月日は、本年2月3日、損害賠償額は11万5,245円でございます。

事故の概要でございますが、令和6年5月22日午後4時30分頃、市立小学校の校庭において、留守家庭児童育成室の入室児童が補助員の指導の下、高鉄棒で前回りをした際、手が滑って落下し、負傷されたものでございます。

なお、この事故によります損害賠償金につきましては、賠償責任保険から全額給付されるものでございます。

留守家庭児童育成室における安全対策につきましては、常々注意を払うよう指導しているところでございますが、事故後、改めて安全管理を徹底するよう、職員に注意喚起を行いました。

今後は、より一層の注意を払い、このような事故が起きることのないよう努めてまいりたいと存じますので、何とぞよろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 報告が終わりました。



○泉井智弘議長 次に、日程3 施政方針についてを議題といたします。

市長の施政方針を受けることにいたします。市長。
(市長登壇)

○後藤圭二市長 令和7年度の当初予算をはじめ、各議案の御審議をお願いするに当たり、市政運営の基本方針や新年度の展望を市民の皆様にお伝えいたします。

今年は阪神淡路大震災から30年、また戦後80年に当たります。大規模自然災害や、深刻さを増す気候変動、世界各地での武力紛争などを目にとると、私たちの暮らしと幸せをいかにして守っていくべきなのか考えさせられます。

1970年万国博覧会のテーマ人類の進歩と調和で示そうとした未来像は、単なる技術の進歩と利便性の向上だけではなかったはずです。

今年、再び大阪の地で日本国際博覧会が開催され

ます。半世紀の時を経て、社会はいかに進歩し、どのような調和が図られたのでしょうか。私たちは何を反省し、どのように転換を図らねばならないのか。私自身、吹田市制をお任せいただいてから10年、一貫してこの思いを胸に、市政運営に取り組んでまいりました。

本市の人口は、この10年で約2万人増え、現在も増加傾向にあります。特異的ともいうべき恵まれた自治体においてこそ、まちの環境を守り、より豊かにするとともに、そこに暮らす人々の日々の生活をお支えし、命をお守りすることなど、広い意味での福祉力を発揮し続けなければなりません。

その責務を果たすべく、熱意、知恵、戦略、財政力をもって政策を進めてきたことで、本市の市民満足度は向上しました。さらなる努力を惜しまず、強みをさらに高めていく決意の下、以下申し述べます。

市政は民主的で、精神、健全でなければなりません。が、残念ながら、様々な自治体における問題の報道が続き、行政、議会に対する社会の目が厳しさを増しています。

昨年、パワハラをなくし、職員を守る断固とした姿勢をゼロハラとして示し、取組を強化することを明確にしました。

ハラスメント行為は、人権意識の低さから生じます。健全な市政運営を行うには、組織が健全でなければならず、職員には高い人権意識とモラルが求められます。あわせて職員が外部から受けるハラスメントに対しても毅然として対応し、雇用者責任を果たしてまいります。

子供を取り巻く社会の在り方が大きく変わり、大きく急速に変わりつつある状況において、我が国の小・中学校でも大きな変化が起こっています。いじめ、不登校、デジタル化への対応、過度な要望、これらに伴う教員の負担増、教職志望者の減少など、教育現場は看過できない厳しい状況となっています。

そのような中で、吹田市の子供の教育は吹田市が責任を持つという覚悟を持って、教員の働き方改革グランドデザインを策定しました。これにより、教員が働きがいを持って能力を発揮できる環境を整えることで、多様な児童、生徒一人一人に応じた質の

高い教育を提供することを目指します。

また、昨年、DRC S u i t aに新たに開設した教育支援教室、あるくの森において、引き続き不登校児童、生徒の支援に取り組んでまいります。さらに、児童館の機能強化など、子供の多様な居場所づくりも進めてまいります。

中学校の全員給食については、国立循環器病研究センターや国立健康栄養研究所が立地する北大阪健康医療都市健都の強みを生かし、生活習慣病予防の基礎づくりにつながる給食の提供を実現する準備を進めます。

いよいよ団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えました。介護予防や健康づくりの重要性が増す中、実効性のある施策を推進し、健康寿命のさらなる延伸を図ります。

また、手話言語等促進条例の理念の下、職員が三つの手話、こんにちは、ありがとう、よろしく願いします、を身につけることを第一歩とし、障がい者の情報取得、コミュニケーションの円滑化を推進するため、様々な取組を進めてまいります。

本市は災害現場での経験を生かし、危機管理能力の強化に努め、全国トップレベルの体制を整備してまいりました。昨年は、地震と豪雨により甚大な被害を受けた輪島市に、復旧支援協定も締結の上で、延べ800人を超える応援職員を送っています。この活動は、応急復旧対応における基礎自治体間の連携の重要性を示唆し、国にも強く認識されるに至りました。南海トラフなどの大規模災害に対しては、本市も含め、一自治体の対応力には限界があります。市民の命をお守りするため、利他的な思いに基づく自治体間連携をさらに進めてまいります。

高い都市魅力を持つ本市では、住宅開発が続いています。新たな開発行為による周辺への負の影響を最小化し、より良いまちとなるよう誘導してまいります。また、土地地区画整理事業や市街地再開発、公園再整備などのまちづくり事業に将来を見据えながら、着実に取り組んでまいります。

さらに、私たちの日常を彩る文化、芸術、スポーツなどを共に楽しめる環境を大切に、豊かな暮らしをお支えしてまいります。これらの取組により、

さらに市民満足度の向上を図ってまいります。

本市が各政策を迅速かつ効果的に進めることができているのも、議会をはじめ、多くの皆様のお力とお知恵、御協力によるものです。改めて感謝を申し上げます。

第4次総合計画の下、本市に住まう皆様が日々の幸せと誇りを実感できるまちづくりに全力を傾注する決意を表明し、令和7年度に向けた施政方針いたします。

○泉井智弘議長 次に、日程4 議案第1号から議案第44号までを一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。総務部長。

（総務部長登壇）

○大山達也総務部長 御上程いただきました議案第1号から議案第6号までの提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第1号 吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書9ページを御覧いただきたいと思います。

本案は、社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにし、被害の防止のための取組等を定めることにより、職員が安心して職務を遂行することができる環境を確保するとともに、市民が行政サービス等を利用する環境が悪化することを防ぐことを目的として制定しようとするものでございます。

以下、条例案の内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、この条例の目的について、第2条は、本条例で用いる用語の定義について、それぞれ定めるものでございます。

10ページに参りまして、第3条は基本理念について、第4条は市の責務について、第5条は職員の責務について、第6条は対応の原則について定めるものでございます。

11ページに参りまして、第7条は被害防止の取組について、第8条は受託事業者等に対する支援について定めるものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日を本年4月1日とするものでございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の5ページから7ページまでに本案の概要を、8ページ及び9ページに、昨年6月に実施いたしましたカスタマーハラスメントに関する職員アンケート結果の概要をそれぞれお示しいたしておりますので、併せて御参照いただきますようお願いいたします。

次に、議案第2号 吹田市吏員恩給条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書13ページを御覧いただきたいと思います。

本案は、刑法の一部が改正され、刑の種類のうち懲役及び禁錮が拘禁刑に変更されたことに伴い、吹田市吏員恩給条例のほか15本の条例について規定整備を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、11ページからの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと思います。

まず、第1条関係、吹田市吏員恩給条例第13条第1項第2号につきましては、受給権を消滅する場合の規定における懲役もしくは禁錮に処せられたときを、拘禁刑に処せられたときに改正するものでございます。

14ページの第2条関係、行進及び集団示威運動に関する条例につきましては、罰則規定の懲役もしくは禁錮に処するを拘禁刑に処するに改正するものでございます。

15ページの第3条第1号関係、吹田市消防団条例、16ページの第3条第2号関係、吹田市一般職の職員の給与に関する条例、18ページの第3条第3号関係、吹田市消防表彰条例、19ページの第4条関係、吹田市有功者表彰条例、20ページの第5条関係、吹田市職員の退職手当に関する条例、21ページの第6条関係、吹田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例、22ページの第7条関係、元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例の改正につきましては、各条例の資格喪失、支給制限等の人の資格に関する規定について、それぞれ懲役ま

たは禁錮に処せられたときを拘禁刑に処せられたときに改正するものでございます。

23ページの第8条第1号関係、吹田市環境の保全等に関する条例、24ページの第8条第2号関係、吹田市開発事業の手続等に関する条例、25ページの第8条第3号関係、吹田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例、26ページの第8条第4号関係、吹田市屋外広告物条例、27ページの第9条関係、吹田市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例、28ページの第10条関係、吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例、29ページの第11条関係、吹田市議会個人情報保護条例の改正につきましては、各条例の罰則規定の懲役または禁錮に処するを拘禁刑に処するに改正するものでございます。

その他の改正につきましては、所要の規定整備でございます。

議案書15ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございますが、この条例の施行期日を本年6月1日といたしますとともに、必要な経過措置を定めるものでございます。

次に、議案第3号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書17ページを御覧いただきたいと思います。

本案は、令和6年2024年12月25日に公布された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律による国家公務員の給与の改定内容に準じ、本市職員の給与の改定等を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、31ページからの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと思います。

まず、第1条関係、吹田市一般職の職員の給与に関する条例でございますが、第6条の3につきましては、特定任期付職員に適用しております給料表を令和6年4月1日に遡って改定するものでございます。

第11条の3につきましては、初任給調整手当の金額を令和6年4月1日に遡って改定するものでございます。

第28条につきましては、令和6年12月期の期末手

当の支給割合を定年前職員は100分の127.5に、32ページに参りまして、定年前再任用短時間職員は100分の71.25に、特定任期付職員は100分の175にそれぞれ引き上げるものでございます。

第29条の2につきましては、令和6年12月期の勤勉手当の支給割合を、定年前職員は100分の107.5に、定年前再任用短時間勤務職員は100分の51.25にそれぞれ引き上げるものでございます。

33ページから51ページまでの別表第1及び別表第3から別表第6までの改正につきましては、特定任期付職員以外の一般職の職員に適用しております給料表を、令和6年4月1日に遡って改定するものでございます。

この給料表の改定により、行政職給料表が適用される職員1人当たり平均で月額1万1,128円、率にして3.52%の引上げとなるものでございます。

次に、52ページの第2条関係でございますが、本年4月1日を施行期日とする改正でございまして、第6条につきましては、次長級以上の職員の昇給の号給数を4号給から1号給に変更するものでございます。

第12条から、54ページの第17条までの改正につきましては、扶養手当の見直しで、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当の額を引き上げるものでございます。

第17条の2につきましては、地域手当の割合の上限を12%から16%に引き上げるものでございます。

55ページの第27条につきましては、管理職員特別勤務手当の平日の支給対象時間帯を拡大するものでございます。

56ページの第28条につきましては、本年6月期からの期末手当の支給割合を、定年前職員は100分の125に、定年前再任用短時間勤務職員は100分の70に、特定任期付職員は100分の95にそれぞれ改定するものでございます。

57ページにかけての第29条の2につきましては、特定任期付職員以外の一般職の職員に係る本年6月期からの勤勉手当の支給割合を定年前職員は100分の105に、定年前再任用短時間勤務職員は100分の50にそれぞれ改定するものでございます。

改正案の第29条の2第4項につきましては、特定任期付職員に、本年6月期から勤勉手当を支給することとし、支給割合を100分の87.5にするものでございます。

59ページから77ページまでの別表第1及び別表第3から別表第6までの改正につきましては、特定任期付職員以外の一般職の職員に適用しております給料表を、職責をより重視した給料体系となるように改変するものでございます。

その他の改正につきましては所要の規定整備でございます。

次に、78ページの第3条関係及び79ページの第4条関係、吹田市特別職の職員の給与に関する条例でございますが、市長と常勤の特別職の職員の期末手当を改定するとともに、給料月額を増額改定するものでございます。

次に、80ページの第5条関係、吹田市水道事業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例でございますが、企業職員の給与につきまして、一般職の職員と同様の改正を行うものでございます。第14条につきましては、管理職員特別勤務手当の平日の支給対象時間帯を拡大するものでございます。

第21条につきましては、特定任期付職員に勤勉手当を支給するものでございます。

次に、81ページの第6条関係及び82ページの第7条関係、吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例でございますが、議員の期末手当を改定するとともに、報酬の月額を増額改定するものでございます。

吹田市特別職の職員の給与に関する条例及び吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例における給料及び報酬の改定につきましては、昨年度開催されました吹田市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、また、期末手当の改定につきましては、令和6年人事院勧告に基づく国の取扱いに準じた一般職の職員の支給月数の取扱いに合わせてそれぞれ改正するものでございます。

議案書50ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例の施行期日を公布の日及び本年4月1日といたしますとともに、必要

な経過措置等を定めるものでございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の83ページから86ページまでに人事院勧告の概要を、87ページから94ページまでに行政職給料表切り替え早見表を、95ページから97ページまでに吹田市特別職報酬等審議会の答申をそれぞれお示しいたしておりますので、併せて御参照いただきますようお願いいたします。

次に、議案第4号 吹田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書63ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、本年4月1日に施行される雇用保険法の一部改正に伴いまして、職員の退職時に支給された退職手当の額が、雇用保険法の適用を受けたならば給付される失業給付の額よりも少ない場合に、その差額を支給する失業者の退職手当制度に係る規定につきまして、所要の規定整備を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、99ページからの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと存じます。

第10条第11項第4号につきましては、雇用保険法の就業促進手当のうち、就業手当の廃止に伴い、就業促進手当に相当する失業者の退職手当に係る規定の整備を行うものでございます。

101ページの附則第10項につきましては、雇用保険法の地域延長給付の措置の期間延長に伴い、地域延長給付に相当する失業者の退職手当に係る規定の整備を行うものでございます。

その他の改正につきましては所要の規定整備でございます。

議案書63ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でありますが、この条例の施行期日を本年4月1日といたしますとともに、必要な経過措置を定めるものでございます。

次に、議案第5号 吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書65ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、吹田市一般職の職員の給与に関する条例の改正内容に準じ、会計年度任用職員の給与の改定等を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、103ページからの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと存じます。

まず、第1条関係、吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例でございますが、第11条につきましては、会計年度任用職員に係る令和6年12月期の期末手当の支給割合を100分の127.5に引き上げるものでございます。

第12条につきましては、会計年度任用職員に係る令和6年12月期の勤勉手当の支給割合を100分の107.5に引き上げるものでございます。

104ページにかけての第25条につきましては、本市の一般職の職員の給与に関する条例が改正され、一般職の職員に係る給与改定が年度の4月1日に遡って適用される場合には、会計年度任用職員の給与改定についても同様に、原則として同日に遡って適用することとするものでございます。

次に、105ページからの第2条関係につきましては、本年4月1日を施行期日とする改正でございます。

第11条第1項につきましては、期末手当の基準日を会計年度任用職員以外の一般職の職員と同じ6月1日及び12月1日に変更するもの、第2項につきましては、本年6月期からの期末手当の支給割合を100分の125に改定するもの、第3項につきましては、日を単位として給料の額を定めている会計年度任用職員の期末手当基礎額を1週間の所定の勤務時間に基づく額に改定するものでございます。

第12条第1項につきましては、勤勉手当の基準日を、期末手当の基準日と同様に、6月1日及び12月1日に変更するもの、106ページの第2項につきましては、本年6月期からの勤勉手当の支給割合を100分の105に改定するものでございます。

議案書66ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でありますが、この条例の施行期日を公布の日及び本年4月1日といたしますとともに、必要な適用規定等を定めるものでございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の107ページに本案の概要をお示しいたしておりますので、あわせて御参照いただきますようお願いいたします。

次に、議案第6号 吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書67ページを御覧いただきたいと思います。

本案は、期間が限定される専門的な行政ニーズに対し、より効率的に対応する必要がありますことから、任期を定めて採用する職員の区分に一般任期付職員を加えるものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、109ページからの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと思います。

改正案の第2条第2項につきましては、第1号から第4号までのいずれかに該当する場合において、専門的な知識、経験を有する者を一定の期間活用することが公務の能率的運営を確保するために必要があるときは、いわゆる一般任期付職員を任期を定めて採用することができることとするものでございます。

議案書68ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございますが、附則第1項につきましてはこの条例の施行期日を令和8年（2026年）4月1日とするものでございます。

附則第2項につきましては、本案の制定に伴い、吹田市一般職の職員の給与に関する条例及び吹田市水道事業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を改正するものでございます。

改正内容は、これらの条例において引用しております本条例の条項移譲に伴う規定整備を行うものでございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の111ページ及び112ページに、附則第2項による条例改正に係る現行・改正案対照表を、113ページから115ページまでに、本案の概要及び府内各市の条例制定状況をそれぞれお示しいたしておりますので、あわせて御参照いただきますようお願いいたします。

以上が、議案第1号から議案第6号までの提案の

理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 児童部長。

（児童部長登壇）

○北澤直子児童部長 御上程いただきました議案第7号及び議案第22号につきまして、提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第7号 吹田市子ども・子育て支援審議会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書69ページを御覧いただきたいと思います。

本案は、子ども・子育て支援審議会の委員の定数を変更するものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、議案参考資料117ページの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと思います。

第2条第1項の改正につきましては、審議会の委員の定数につきまして、15人から17人に増やすものでございます。

議案書69ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございますが、この条例は、本年6月1日から施行することといたしております。

次に、議案第22号 こども園における事故に係る損害賠償額の決定につきまして、御説明申し上げます。

このような御提案をさせていただくことにつきまして、誠に申し訳なく存じます

議案書の123ページを御覧いただきたいと思います。

本件事故による損害賠償額は75万184円で、賠償の相手方は、本件事故により負傷されました児童及びその御両親でございます。事故の概要等につきましては、議案参考資料により御説明いたします。

議案参考資料の271ページを御覧いただきたいと思います。

令和5年11月15日午後0時30分頃、市立こども園におきまして、保育士が相手方児童を抱きかかえて、職員室内を移動していたところ、机に同児童の左足

が当たり、同児童が負傷されたものでございます。

相手方児童は、この事故による負傷に対し、通院治療などを行い、昨年2月13日をもって治療を終了されております。

示談の内容といたしましては、通院費、休業損害、慰謝料等の相手方の損害総額75万184円の全額を、本市の損害賠償額とするものでございます。

なお、本件事故によります、損害賠償金につきましては、全国市長会学校災害賠償補償保険から全額給付されるものでございます。

こども園その他の教育保育施設における安全対策につきましては、二度とこのようなことがないように、事故防止に向けた職員の安全保育に対する意識の再確認と、職員への指導、徹底を図っているところでございます。

今後とも、教育保育施設における児童の安全管理には一層の注意を払い、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

以上が、議案第7号及び議案第22号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議をいただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 健康医療部長。

（健康医療部長登壇）

○岡松道哉健康医療部長 御上程いただきました議案第8号、議案第38号及び議案第41号につきまして、提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第8号 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書71ページをお願いいたします。

本案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料軽減対象を拡大するとともに、保険料の徴収猶予可能期間を変更するものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、議案参考資料119ページの現行・改正案対照表をお願いいたします。

第16条の2第1項第2号の改正につきましては、保険料の5割軽減の軽減判定所得基準を変更するも

ので、被保険者数に乗ずる基準額を現行の29万5,000円から30万5,000円に、同項第3号の改正につきましては、2割軽減の軽減判定所得基準を変更するもので、被保険者数に乗ずる基準額を現行の54万5,000円から56万円に引き上げるものでございます。これらの基準額を引き上げることにより、保険料の軽減対象の拡大を行うものでございます。

次に、120ページの第21条の改正につきましては、保険料の徴収を猶予することができる期間を6月以内の期間から1年以内の期間に変更するものでございます。

その他の改正につきましては、所要の規定整備でございます。

議案書71ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございしますが、この条例は、本年4月1日から施行し、令和7年度以降の年度分の保険料について適用することといたしております。

なお、議案参考資料121ページ及び122ページに本案の概要をお示しいたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第38号 令和6年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

議案書285ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正は、1億4,476万1,000円を追加し、補正後の総額を387億2,414万9,000円とするものでございます。

議案書287ページ下段の歳出の表をお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費で3,173万4,000円の減額は、職員人件費が予算を下回る見込みとなったことによるものでございます。

第2項 徴収費で551万3,000円の追加は、職員人件費が予算を上回る見込みとなったことによるものでございます。

第5款 保健事業費、第1項 特定健康診査等事業費で5,901万1,000円の減額は、特定健康診査業務委託料等が予算を下回る見込みとなったことによるものでございます。

第2項 保健事業費で500万円の減額は、各種検

診等助成費が予算を下回る見込みとなったことによるものでございます。

第6款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金で2億3,499万3,000円の追加は、令和5年度（2023年度）概算交付されていた保険給付費等交付金の確定に伴う返還金の計上によるものでございます。

次に、上段の歳入の表をお願いいたします。

第1款 国民健康保険料、第1項 国民健康保険料で9,912万7,000円の減額は、国民健康保険料が予算を下回る見込みとなったことによるものでございます。

第5款 府支出金、第1項 府補助金で6,200万円の減額は、歳出で申しあげました特定健康診査業務委託料等の減額に伴い、保険給付費等交付金が予算を下回る見込みとなったことによるものでございます。

第6款 繰入金、第1項 一般会計繰入金で3億287万3,000円の追加は、保険基盤安定制度に係る繰入額の確定等に伴うものでございます。

第7款 諸収入、第1項 雑入で301万5,000円の追加は、雑入が予算を上回る見込みとなったことによるものでございます。

続きまして、議案第41号 令和6年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書373ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正は、4,571万1,000円の追加し、補正後の総額を72億172万円とするものでございます。

議案書375ページ下段の歳出の表をお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費で962万5,000円の減額は、職員人件費及び委託料が予算を下回る見込みとなったことによるものでございます。

第2項 徴収費で1,476万4,000円の減額は、職員人件費が予算を下回る見込みとなったことによるものでございます。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金で7,010万円の

追加は、後期高齢者医療広域連合納付金が予算を上回る見込みとなったことによるものでございます。

次に、上段の歳入の表をお願いいたします。

第1款 後期高齢者医療保険料、第1項 後期高齢者医療保険料で9,617万5,000円の追加は、後期高齢者医療保険料が予算を上回る見込みとなったことによるものでございます。

第3款 繰入金、第1項 一般会計繰入金で5,046万4,000円の減額は、職員人件費及び委託料の減額並びに保険基盤安定制度に係る繰入額の確定に伴うものでございます。

以上が、議案第8号、議案第38号及び議案第41号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 都市計画部長。

（都市計画部長登壇）

○清水康司都市計画部長 御上程いただきました議案第9号、議案第10号及び議案第20号の提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第9号 吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書73ページを御覧いただきたいと思います。

本案は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部が改正され、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象が拡大されたことに伴う建築物エネルギー消費性能基準適合の確認の手数料の設定を行うとともに、審査項目の追加、審査時間の増加等に伴う建築確認等の手数料の改定を行うものでございます。

以下、改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、123ページからの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと思います。

第6条第1項の改正につきましては、建築確認申請等に対する審査の手数料を改定するものでございます。

次に、現行の同条第2項は、電磁的記録媒体による申請等の場合の手数料の減額を定める規定でござ

いますが、電磁的記録媒体での申請等による審査事務の軽減効果が低いことから削除するものでございます。

124ページに参りまして、現行の同条第3項第2号につきましては、実際の審査事務においては、同号ただし書で規定する場合でも、増築に係る部分以外の部分の床面積も対象としておりましたことから、実際の審査事務の内容に合わせるため、削除するものでございます。

125ページから126ページにかけての改正案の同条第6項及び第7項は、建築確認において、建築主事が建築物エネルギー消費性能基準適合の審査を行う場合に、建築確認の手数料に加算する手数料の額及び対象となる建築物の床面積の算定方法を定めるものでございます。

127ページにかけての第7条第1項から第3項までの改正につきましては、建築設備及び工作物に係る確認申請等に対する審査の手数料を改定するものでございます。

同条第4項につきましては、現行の第6条第2項と同様に削除するものでございます。

第8条第1項及び128ページにかけての同条第2項の改正につきましては、完了検査申請等に対する審査の手数料を改定するものでございます。

132ページにかけての同条第5項の改正につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正により、建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象となった工事の完了検査申請等に対する審査の手数料を設定するとともに、その他の手数料を改定するものでございます。

第9条の改正につきましては、建築設備及び工作物に係る完了検査申請等に対する審査の手数料を、133ページの第10条の改正につきましては、中間検査申請等に対する審査の手数料をそれぞれ改定するものでございます。

136ページにかけての第11条第1項の表、第32号、第33号及び第35号の改正につきましては、全体計画の認定または変更認定の申請並びに建築基準法令の適用を受けない建築物の移転の認定申請に対する審査の手数料を改定するものでございます。

なお、新たに設定し、または改定する手数料の額につきましては、いずれも大阪府と同額としております。また、その他の改正につきましては、所要の規定整備を行うものでございます。

議案書の78ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、第1項におきまして、この条例は、本年4月1日から施行することといたしております。

また、第2項につきましては、必要な経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第10号 吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書の79ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部が改正され、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象が拡大されたことに伴い、一戸建て住宅等の建築物エネルギー消費性能向上計画の適合性判定の申請等に対する審査手数料の設定を行うとともに、都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務手数料等の額の改定を行うものでございます。

以下、改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、137ページからの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと存じます。

別表第10項の表第1号の改正につきましては、一戸建て住宅の定義を明確にしたものでございます。

139ページに参りまして、別表第12項の表の改正でございますが、164ページにかけての改正案の同表第1号、第3号、第4号及び第5号につきましては、低炭素建築物新築等計画の認定または変更認定の申請及び低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変更であることの証明の申請に対する審査において、誘導仕様基準及び誘導仕様基準以外の基準を併用して、建築物エネルギー消費性能基準の適合性を評価する場合の手数料を設定するとともに、その他の都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務の手数料を改定するものでございます。

次に、別表第14項の表の改正でございますが、187ページにかけての改正案の同表第1号から第4号まで、189ページから206ページにかけての改正案の同表第7号から第9号までにつきましては、建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正により、建築物エネルギー消費性能基準の適合義務の対象となった一戸建て住宅等に係る手数料並びに誘導仕様基準及び誘導仕様基準以外の基準を併用して建築物エネルギー消費性能基準の適合性を評価する場合の手数料を設定するとともに、その他の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務の手数料を改定するものでございます。

191ページから197ページにかけての現行の同表第10号の改正につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律が改正され、建築物のエネルギー消費性能基準適合認定の制度が廃止されることから削除するものでございます。

その他の別表第14項の表の改正につきましては、同法の改正に伴う規定整備、その他所要の規定整備を行うものでございます。

なお、新たに設定し、または改定する手数料の額につきましては、いずれも大阪府と同額といたしております。

議案書の99ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、第1項におきまして、この条例は、本年4月1日から施行することといたしております。また、第2項につきましては、必要な経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第20号 旧津雲台第1住宅及び旧佐竹台住宅の土地の処分ににつきまして、御説明申し上げます。

議案書の119ページを御覧いただきたいと存じます。

新佐竹住宅集約建替事業により用途廃止しました旧津雲台第1住宅及び旧佐竹台住宅の土地につきましては、市営住宅整備の財源とするため、一般競争

入札を実施したところ、去る1月10日に、落札者が決定しましたことから、土地売買契約を締結し、土地の売払い処分を行おうとするものでございます。

土地の所在地及び面積は、旧津雲台第1住宅が吹田市津雲台6丁目20番565及び594、5,983.89㎡、旧佐竹台住宅が吹田市佐竹台4丁目114番166、1,854.39㎡でございます。処分価格は34億3,456万7,000円で、相手方は、東京都港区港南2丁目15番1号の大林新星和不動産株式会社でございます。

なお、議案参考資料の255ページから264ページに、本件の概要及び土地売買契約書をお示しいたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上が、議案第9号、議案第10号及び議案第20号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 下水道部長。

（下水道部長登壇）

○愛甲栄作下水道部長 御上程いただきました議案第11号、議案第36号及び議案第44号につきまして、提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第11号 吹田市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書の101ページをお願いいたします。

本案は、排水設備指定工事店の指定基準の緩和等を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、207ページからの現行・改正案対照表をお願いいたします。

第9条第1項第2号の改正につきましては、排水設備指定工事店の指定基準のうち、営業所ごとに専属の責任技術者を有することとする要件から、責任技術者を有することとする要件に緩和するものでございます。

第13条及び第14条につきましては、代理人及び総代理人の選任義務等の規定を削除するものでございます。

208ページの第17条第1項11号につきましては、公共下水道の利用者が、公共下水道に排除することのできる下水の基準から、臭気に係る基準を削除するものでございます。

その他の改正につきましては、所要の規定整備でございます。

議案書の101ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は、本年4月1日から施行することといたしております。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の211ページに本案の概要をお示しいたしておりますので、あわせて御覧いただきますようお願いいたします。

次に、議案第36号 令和7年度（2025年度）吹田市下水道事業会計予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

下水道事業におきましては、経営環境が厳しさを増している中、将来にわたって下水道サービスを持続可能なものとするため、経営の健全化、老朽化対策や浸水、地震対策などの政策を進めてまいります。

吹田市下水道事業会計予算書の3ページをお願いいたします。

まず、第1条は、本予算の総則を定めるものでございます。

第2条の業務の予定量として、有収水量は前年度に比べ0.9%増の4,278万5,202㎡を見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出のうち、収入の部でございますが、第1款 下水道事業収益で、前年度比0.2%増の100億6,668万8,000円を見込んでおります。

第1項 営業収益では、下水道使用料や他会計負担金などで、79億51万9,000円を、第2項 営業外収益では、長期前受金戻入や他会計負担金などで16億4,235万5,000円を計上するほか、第3項 特別利益では、固定資産の除却に伴う特別損失見合い分の他会計負担金などで、5億2,381万4,000円を計上しております。

4ページをお願いいたします。

支出の部につきましては、第1款 下水道事業費

用で、前年度比0.6%増の96億9,506万1,000円を予定しております。

第1項 営業費用では、管渠や処理場等の維持管理に係る費用などで、86億3,016万4,000円を、第2項 営業外費用では、企業債利息など4億3,838万7,000円を計上するほか、第3項 特別損失では、固定資産の除却6億2,651万円を計上しております。

この結果、単年度収支では税込みで3億7,162万7,000円の黒字を見込むものでございます。

次に、第4条 資本的収入及び支出のうち、収入の部でございますが、第1款 資本的収入で50億9,290万6,000円を見込んでおります。主な内容は、企業債、国庫補助金などでございます。

支出の部につきましては、第1款 資本的支出75億7,657万2,000円を予定しております。

第1項 建設改良費では、老朽化対策や浸水・地震対策などに要する費用として51億1,373万7,000円を計上するほか、第2項 企業債償還金で24億5,681万9,000円、第3項 固定資産購入費で601万6,000円を計上しております。

5ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為について、事項、期間及び限度額をそれぞれ設定するものでございます。

6ページをお願いいたします。

第6条は、企業債について各種発行条件を設定するものでございます。

7ページをお願いいたします。

第7条は、一時借入金の限度額を20億円に定めるものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合として、消費税に不足が生じた場合の取扱いを定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費とするものでございます。

以上が、予算案の概要でございますが、9ページ以降に、予算に関する説明書を、また、議案参考資料687ページから709ページに、本案に係る資料をお示ししております。

続きまして、議案第44号 令和6年度吹田市下水

道事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

本補正予算は、給与制度の改正及び国の補正予算が成立したことに加え、本年度の決算見込みの算定により生じた増減により、予算額の修正をお願いするものでございます。

議案書の433ページをお願いいたします。

まず、第1条は、本補正予算の総則を定めるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出のうち、収入の部でございますが、第1款 下水道事業収益で7,169万1,000円を減額し、総額を99億7,723万2,000円に改めるものでございます。

内容でございますが、第1項 営業収益におきまして、1億7,772万2,000円減額、第2項 営業外収益におきまして、9,710万8,000円増額、第3項 特別利益におきまして、892万3,000円増額するものでございます。

支出の部につきましては、第1款 下水道事業費用で3億7,873万9,000円減額し、総額を92億5,693万3,000円に改めるものでございます。

内容でございますが、第1項 営業費用で3億7,924万5,000円減額、第2項 営業外費用で1,586万8,000円減額、第3項 特別戦損失で1,637万4,000円増額するものでございます。

434ページをお願いいたします。

第3条 資本的収入及び支出のうち、収入の部でございますが、第1款 資本的収入で8,939万4,000円を減額し、総額を34億5,715万2,000円に改めるもので、内容につきましては、第1項 企業債で2億6,470万円を減額し、第3項 国庫補助金では、国に補正予算の成立を受け、1億8,245万円を追加するものでございます。

次に、支出の部につきましては、第1款 資本的支出で403万1,000円を増額し、総額を64億2,278万8,000円に改めるもので、主な内容は、第1項 建設改良費におきまして、ポンプ場建設改良費、処理場建設改良費及び流域下水道建設費負担金の増額などにより、637万6,000円を増額するものでございます。

435ページをお願いいたします。

第4条は、企業債の限度額を23億5,620万円に改めるものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を減額するものでございます。

なお、436ページから459ページに、今回の補正により変更のございました予算実施計画、給与費明細書、予定貸借対照表、予定キャッシュフロー計算書を記載しております。

また、議案参考資料769ページから772ページに、本案に係る資料をお示ししております。

以上が、議案第11号、議案第36号及び議案第44号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 消防長。

（消防長登壇）

○笹野光則消防長 御上程いただきました議案第12号 吹田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案書の103ページを御覧いただきたいと思います。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点から、消防団員退職報償金の区分に、新たに35年以上の区分が追加されましたことから、本条例においても同様の改正を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、議案参考資料213ページの現行・改正案対照表をお願いいたします。

別表の勤務年数の区分に新たに35年以上の区分を追加し、消防団員の階級ごとに支給額を定めるものでございます。

議案書の104ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございますが、この条例は、本年4月1日から施行し、同日以後に退職した非常勤消防団員に

ついて適用することといたしております。

以上が、本案の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 地域整備担当理事。

（理事（地域整備担当）登壇）

○梶崎浩明理事（地域整備担当） 御上程いただきました議案第13号から議案第15号及び議案第42号につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案書105ページをお願いいたします。

佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その1）につきまして、制限付一般競争入札を実施したところ、令和7年（2025年）1月20日に落札候補者が決定し、同年1月29日に工事請負仮契約を締結したものでございます。

本工事は、佐井寺西土地区画整理事業において整備予定の公園内に、雨水の流出抑制を目的とした貯留量約5,000m³の地下式雨水調整池を築造するものです。

工事場所は佐井寺4丁目地内、工期は、本市議会議決後から令和9年3月15日まで、請負金額は9億2,612万1,900円、請負者は大日本土木・エーユー特定建設工事共同企業体でございます。

続きまして、議案書107ページをお願いいたします。

佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その2）につきまして、制限付一般競争入札を実施したところ、令和7年1月20日に落札候補者が決定し、同年1月29日に工事請負仮契約を締結したものでございます。

本工事につきましても、先ほど御説明申し上げました議案第13号と同様に、佐井寺西土地区画整理事業により整備予定の公園内に、貯留量約800m³の地下式雨水調整池を築造するものです。

工事場所は、千里山高塚地内、工期は、本市議会議決後から令和8年1月30日まで、請負金額は1億8,318万1,900円、請負者は森繁建設株式会社でございます。

議案参考資料215ページから235ページに、議案第13号及び議案第14号の工事の概要、請負者の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、工事位置図、配置図等をお示ししております。

次に、議案第15号 佐井寺西土地区画整理事業に係る都市計画道路と阪急千里線との立体交差等工事の協定の締結につきまして、御説明申し上げます。

議案書109ページをお願いいたします。

本案は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、阪急電鉄株式会社と本年1月27日に仮協定を締結したものでございます。

協定の内容といたしましては、本区画整理事業により整備を行う都市計画道路豊中岸部線及び都市計画道路佐井寺片山高浜線のうち、阪急千里線との立体交差工事や、橋台の補強工事並びに既存道路の供用廃止に伴う尾谷跨線橋の撤去工事を委託するものです。

これらの工事は、阪急千里線との交差部での施工となることから、列車の安全運行に万全を期すことができ、運転保安や施設管理等の鉄道技術を有しているものでなければ役務を提供するができないため、当該鉄道の事業者である阪急電鉄株式会社と協定を締結するものです。

工事場所につきましては、佐井寺4丁目地内ほか、工期は、本市議会議決後から令和12年3月29日まで、委託金額は59億6,746万3,000円、受託者は阪急電鉄株式会社でございます。

議案参考資料の237ページから246ページに工事の概要、基本協定書案、工事費内訳、工事工程表、構造一般図等をお示ししております。

議案第15号の説明は以上でございます。

次に、議案第42号 令和6年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書399ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正は2億649万5,000円を減額し、補正後の総額を15億6,582万5,000円とするものでございます。

401ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正のうち、歳出の第1款

第1項 用地取得費で7,443万1,000円の減額は、取得交渉に期間を要した一部の用地について、年度内の契約締結が見込めないことによるものでございます。

第2款 諸支出金、第1項 繰入金で2,227万1,000円の追加は、令和5年度決算における剰余金を一般会計へ繰り出すものでございます。

第3款第1項 公債費で1億5,433万5,000円の減額につきましては、取得交渉に期間を要した一部の用地について、一般会計への土地の売払いができなかったことによるものでございます。

次に、歳入につきまして、第1款第1項 土地開発基金繰入金で7,219万6,000円の減額、第2款 繰入金、第1項 一般会計繰入金で223万5,000円の減額、第3款 財産収入、第1項 財産売払い収入で1億5,452万2,000円の減額は、取得交渉に期間を要した一部の用地について、年度内の完了が困難となったこと等によるものでございます。

また、第4款 繰越金、第1項 繰越金で2,245万8,000円の追加は、令和5年度決算の剰余金でございます。

続きまして、402ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございますが、第1款第1項 用地取得費の千里丘朝日が丘線用地取得事業は、関係者との協議、調整に期間を要し、年度内の完了が困難となったため、令和7年度へ繰り越すものでございます。

議案第42号の説明は以上でございます。

以上が、議案第13号から13号及び議案第42号の提案の理由及びその概要でございます。よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 市民部長。

（市民部長登壇）

○中村大介市民部長 御上程いただきました議案第16号の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案第16号（仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更につきまして、御説明申し上げます。

議案書111ページを御覧いただきたいと思います。

本案は、平成21年（2009年）9月定例会において御可決賜りました現契約におきまして、維持管理、運営に係る対価について、使用する物価変動の指数に1.5ポイント以上の増減が生じた場合は改定を行うことが定められているところ、前回改定時の指数と比較対象となる令和5年度（2023年度）の指数を比較いたしますと、維持管理、運営に係る対価のうち、コンシェルジュ等運営業務費及び修繕業務費について、1.5ポイント以上の増加が生じたことから、契約金額の改定を行うものでございます。

維持管理、運営に係る対価が、変更前の32億887万5,611円から、変更後は、32億3,581万3,028円となりますことから、契約金額につきましても、変更前の84億5,739万2,677円から変更後は84億8,433万94円に増額するものでございます。

なお、議案参考資料247ページに、本案に係る資料をお示しいたしております。

以上が、議案第16号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 土木部長。

（土木部長登壇）

○真壁賢治土木部長 御上程いただきました議案第17号、議案第23号及び議案第25号につきまして、提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第17号 高浜橋耐震補強及び補修工事請負契約の一部変更につきまして、御説明申し上げます。

議案書113ページを御覧いただきたいと思います。

本工事につきましては、河川区域内において、橋脚の耐震補強を施工するものですが、施工箇所付近に支障物が確認されたため、これを撤去する費用の追加を行うものです。また、そのほかにも、現場条件の差異による河床土の掘削方法の変更、警察との協議による一般通行及び歩行者の安全確保のための交通誘導警備員の増員、工事影響範囲の除草の追加など、設計内容の変更を行うものです。

以上の理由により、請負金額を8億6,014万5,000円から、8億7,402万8,100円に変更しようとするも

のでございます。

なお、議案参考資料の249ページに詳細をお示しいたしておりますので、あわせて御覧いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第23号 中之島公園及び吹田市立中之島スポーツグラウンドの指定管理者の指定につきまして、御説明申し上げます。

議案書の125ページから126ページまでを御覧いただきたいと存じます。

中之島公園及び吹田市立中之島スポーツグラウンドの指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第3項吹田市都市公園条例第20条及び、吹田市立スポーツグラウンド条例第10条の規定に基づき、その管理運営を行う指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者候補者は、すいた中の島SMILEパークパートナーズでございます。

指定の期間は、中之島公園が令和7年（2025年）7月1日から令和27年3月31日までの19年9か月及び吹田市立中之島スポーツグラウンドが、令和10年4月1日から令和27年3月31日までの17年でございます。

指定管理者候補者の選定につきましては、令和6年7月22日から募集要項を配布し、11月29日までを募集期間とし、公募を実施いたしました。

その後、応募のありました1団体を対象に、指定管理者候補者としての適格性を判断していただくため、学識経験者等で構成する選定委員会を令和6年12月18日に開催し、その選定結果を踏まえまして、指定管理者として指定するしようとするものでございます。

なお、議案参考資料の273ページから288ページまでに指定管理者候補者の団体概要、選定の概要及び採点集計表をお示しいたしておりますので、あわせて御覧いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第25号 市道路線の認定、廃止及び変更につきまして御説明申し上げます。

議案書の129ページを御覧いただきたいと存じます。

道路法第8条第2項により、今回認定いたします

のは、議案書130ページの整理番号1番、青山台歩行者専用54号線から、議案書131ページの整理番号19番、岸部中岸部南線までの19路線で、延長2,428.6mでございます。

道路法第10条第3項により、今回廃止いたしますのは、議案書132ページの整理番号1番、岸部中内本町線から整理番号2番、南正雀9号線までの2路線で、延長4,678.6mでございます。

同じく道路法第10条第3項により、今回変更いたしますのは、議案書133ページの整理番号1番、岸部中4号線から整理番号9番、寿町4号線までの9路線で、延長1,809.7mを延長1,726.9mへ変更しようとするものでございます。

路線認定の内容でございますが、整理番号1番、青山台歩行者専用54号線から整理番号7番、内本町45号線までの7路線は、開発行為の移管に伴います路線認定でございます。

整理番号8番、千里丘中47号線から整理番号12番、垂水町85号線までの5路線は、私道の寄附に伴います路線認定でございます。

整理番号13番、藤白台自転車歩行者専用46号線から整理番号19番、岸部中岸部南線は、所管替えや、府道の引継ぎに伴います路線認定でございます。

路線認定の内容でございますが、整理番号1番、岸部中内本松線、整理番号2番、南正雀9号線とともに、府道の引継ぎに伴う路線認定でございます。

路線変更の内容でございますが、整理番号1番、岸部中4号線から、整理番号9番、寿町4号線までの9路線につきましては、主に府道の引継ぎに伴う路線変更でございます。

なお、議案参考資料の295ページから336ページにわたりまして、道路法の抜粋、調書及び位置図を添付いたしております。

以上が、議案第17号、議案第23号及び議案第25号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 学校教育部長。

（学校教育部長登壇）

○山下栄治学校教育部長 御上程いただきました議案

第18号及び議案第19号の提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第18号 吹田市立小中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更につきまして、御説明申し上げます。

議案書115ページをお願いいたします。

本議案は、令和5年11月定例会で御可決賜りました事業契約におきまして、賃金水準、または物価水準の変動により、設計、施工等のサービス対価が不適当となった場合、各工期に1回、変動前工事代金額の1,000分の15を超える額につき、当該サービス対価の変更に応じることが定められているところ、第3期工事における設計、施工等のサービス対価のうち、施工業務及び工事監理業務に係る費用について、変動前工事代金と同事業契約に定める物価変動の指数を適用して算出した変動後工事代金額をそれぞれ比較すると、1,000分の15を超えて増加したため、設計、施工等のサービス対価の変更に応じ、契約金額の改定を行うものでございます。

改定内容といたしましては、設計、施工等のサービス対価が変動前の41億6,762万1,788円から、変更後は42億7,296万2,078円となりますことから、契約金額につきましても、変更前の47億8,407万6,132円から、変更後は48億8,941万6,422円に増額するものでございます。

なお、議案参考資料251ページに、本議案に係る資料といたしまして、概要等をお示しいたしております。

次に、議案第19号 吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業契約の一部変更につきまして御説明申し上げます。

議案書117ページをお願いいたします。

本議案は、令和2年11月定例会で御可決賜りました事業契約におきまして、市立山田第5小学校は令和7年4月1日から市立山田第3小学校に統合されるに伴い、履行場所を変更するものです。また、事業契約におきまして、物価変動により、維持管理のサービス対価が不適当となった場合、変動前の金額の3%を超える額につき、当該サービス対価の変更に応じることが定められているところ、令和2年

に公表された指標の年平均値と令和6年に公表された指標の年平均値と比較し、3%以上の変動が認められましたので、令和7年度支払い分から適用して、維持管理サービス対価を変更し、契約金額の改定を行うものでございます。

改定内容といたしましては、維持管理のサービス対価が変更前の4億1,504万4,375円から、変更後は4億2,386万1,711円となりますことから、契約金額につきましても、変更前の22億2,252万4,630円から、変更後は22億3,134万1,966円に増額するものでございます。

なお、議案参考資料253ページに本議案に係る資料といたしまして、概要等をお示しいたしております。

以上が、議案第18号及び議案第19号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 教育監。

（教育監登壇）

○植田 聡教育監 御上程いただきました議案第21号 中学校用GIGA端末iPad購入契約の締結につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本議案につきましては、一般競争入札の実施により、本年1月24日に納入業者が決定いたしましたことから、契約を締結しようとするものでございます。

なお、この議案に関わります予算につきましては、さきの11月定例会におきまして、御可決賜ったものでございます。

議案書の121ページを御覧いただきますようお願いいたします。

契約の内容につきましては、令和2年度より実施していますGIGAスクール構想として使用している生徒用端末として800台を購入するものでございます。

納期は、本定例会議決後から本年3月31日の予定で、契約金額は4,345万円、納入者は株式会社大塚商会LA関西営業部でございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の265ページから269ページに購入概要、営業の沿革、

納入実績書、貸借対照表、損益計算書、委任状をお示ししておりますので、御参照の上、よろしく御審議をいただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 行政経営部長。

（行政経営部長登壇）

○今峰みちの行政経営部長 御上程いただきました議案第24号 包括外部監査契約の締結及び議案第37号 令和6年度吹田市一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

まず、議案第24号につきまして、議案書127ページをお願いいたします。

本案は、令和7年度における包括外部監査契約の締結に当たり、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、御議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため、包括外部監査人の監査を受け、報告を受けること、期間は本年4月1日から翌年3月末までを予定いたしております。

契約金額は1,210万円を上限とし、報告書受領の後に一括で支払うものでございます。

契約の相手方は、今年度に引き続き弁護士である久保井聡明氏でございます。

参考資料といたしまして、議案参考資料の289ページから294ページにおきまして、相手方の履歴書、候補者選定の概要、地方自治法に基づく監査委員への意見照会についてお示しいたしております。

監査委員からは、契約締結に異議はない旨の回答を頂いているものでございます。

議案第24号の説明は以上でございます。

次に、議案第37号 令和6年度吹田市一般会計補正予算（第8号）につきまして御説明を申し上げます。

議案書135ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正は56億1,173万4,000円を追加し、補正後の総額を1,800億6,871万円とするものでございます。

138ページをお願いいたします。

歳出の補正につきまして、給与条例等の改正に伴

う人件費及び決算見込みによる調整以外の主なものを中心に御説明をいたします。

第1款 議会費で787万円を、第2款 総務費で10億4,514万7,000円をそれぞれ減額、第3款 民生費では18億8,024万5,000円を追加し、施設型・地域型保育給付費10億9,327万3,000円、障がい福祉自立支援事業費10億7,935万円などを計上、第4款 衛生費で2,163万8,000円を、第5款 労働費で1,346万1,000円を、第6款 農業費で796万4,000円を、第7款 商工費で3億7,115万8,000円をそれぞれ減額いたしております。

139ページに移りまして、第8款 土木費では32億4,451万3,000円を追加し、市営住宅整備費積立金34億3,596万5,000円、都市計画施設整備積立金9億9,734万4,000円、橋梁新設改良費1億4,422万4,000円などを計上、第9款 消防費で1億3,313万8,000円を減額、第10款 教育費では18億9,548万1,000円を追加し、中学校改修費14億2,595万9,000円、小学校改修費9億447万6,000円などを計上、第11款 公債費で35万8,000円を、第12款 諸支出金では1億9,151万3,000円をそれぞれ追加いたしております。

恐れ入りますが、136ページにお戻りください。

歳入につきましては、第1款 市税で6億6,785万8,000円を、第2款 地方譲与税で500万円を、第3款 利子割交付金で2,300万円を、第4款 配当割交付金で1億200万円を、第6款 法人事業税交付金で6,300万円を、第7款 地方消費税交付金で5億4,500万円を、第9款 地方特例交付金で2億5,200万円を、第10款 地方交付税で8億32万2,000円を、第12款 分担金及び負担金で20万8,000円を、第13款 使用料及び手数料で8,167万7,000円をそれぞれ追加、137ページに移りまして、第14款 国庫支出金で5億1,571万円を、第15款 府支出金で4億9,936万6,000円を、第16款 財産収入で35億9,789万6,000円をそれぞれ追加、第17款 寄附金で4億4,830万円を、第18款 繰入金で36億4,787万2,000円を、第19款 諸収入で7,402万7,000円をそれぞれ減額、第20款 市債で20億9,600万円を追加、第21款 繰越金で、令和5年度の繰越剰余金5億3,289万6,000円を計上いたしております。

140ページ、141ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正で追加が19事業、変更が1事業ございます。追加につきましては、それぞれ国の令和6年度予算による国庫支出金等を活用して実施するも、年度内の事業完了が困難であるもののほか、関係者との協議、調整に時間を要し、年度内の事業完了が困難となった等の理由により、令和7年度へ繰り越すもの、変更につきましては、繰越しの金額をお示しのとおり変更するものでございます。

142ページ、143ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正でございます。

追加で北千里駅前地区再開発再開発事業に係る環境影響評価業務は終期を令和7年度から令和10年度に変更するもの、廃止はお示しの業務につきまして、スケジュールの変更等に伴い廃止するもの、変更は、それぞれお示しのとおり、限度額を変更するものでございます。

144ページ、145ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正でございますが、変更といたしまして、152ページ、153ページまでの30事業につきまして、お示しのとおり、限度額を変更するものでございます。

議案第37号の説明は以上でございます。

なお、議案参考資料711ページから768ページに、本案に係る資料をお示しいたしております。

以上が、議案第24号及び議案第37号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○泉井智弘議長 春藤副市長。

（春藤副市長登壇）

○春藤尚久副市長 御上程いただきました議案第26号 令和7年度吹田市一般会計予算から議案第34号 令和7年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算までの9議案につきまして、一括して御説明を申し上げます。

まず、概要でございますが、歳入面では、生産年齢人口の増加などによる市税の増加傾向が続いており、前年度を超える収入を見込んでおります。歳出面では、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれ

るほか、子ども・子育て政策の強化や公共施設の老朽化対策などの行政課題への対応、インフラの整備などの将来に向けた投資に加えまして、物価上昇の影響を受ける市民、事業者の支援に係る経費を計上いたしております。

次に、全体予算の規模について御説明いたします。

令和7年度次田市一般会計予算及び予算説明書の1ページをお願いいたします。

一覧表にてお示しのとおり、一般会計の本年度予算額は1,804億4,483万2,000円で、前年度当初予算と比較して95億9,620万8,000円、5.6%の増、特別会計の合計は778億8,486万5,000円で、前年度比45億1,961万9,000円、5.5%の減、最下段の合計額は2,583億2,969万7,000円で、前年度比50億7,658万9,000円、2.0%の増でございます。

それでは、各議案の主な内容につきまして、順に御説明申し上げます。

令和7年度吹田市一般会計予算及び予算説明書の5ページをお願いいたします。

議案第26号 令和7年度吹田市一般会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を1,804億4,483万2,000円とし、第2条では、債務負担行為について、第3条では地方債について、第4条では、一時借入金の限度額について、第5条では、歳出予算の各項の経費を流用することができる場合について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

6ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 市税は738億1,534万4,000円で、前年度比28億8,346万8,000円、4.1%の増、うち市民税は定額減税の終了による個人市民税の増などにより、前年度比22億6,230万円、6.6%の増、固定資産税は前年度比5億7,569万9,000円、2.1%の増と見込んでおります。

第2款 地方譲与税は6億5,000万円で、前年度比1,500万円、2.4%の増、第3款 利子割交付金は1億9,200万円で、前年度比1億3,100万円、214.8%の増、第4款 配当割交付金は8億9,000万円で、前年度比2億4,000万円、36.9%の増、第5款 株式等譲渡所得割交付金は9億5,400万円で、

前年度比 3 億9,500万円、70.7%の増、第6款 法人事業税交付金は13億4,200万円で、前年度比 1 億7,700万円、15.2%の増、第7款 地方消費税交付金は95億1,000万円で、前年度比 7 億2,300万円、8.2%の増、第8款 環境性能割交付金は 2 億5,100万円で、前年度比2,600万円、11.6%の増、7 ページに移りまして、第9款 地方特例交付金は 3 億900万円で、前年度比15億3,700万円、83.3%の減、第10款 地方交付税は、普通交付税で38億8,000万円、特別交付税で 2 億4,000万円、合計41億2,700万円を計上いたしております。いずれも前年度の決算見込みや、当年度の国の地方財政計画などを考慮し、計上いたしております。

第11款 交通安全対策特別交付金は3,800万円で、前年度比100万円、2.6%の減、第12款 分担金及び負担金は 4 億9,018万1,000円で、前年度比3,711万5,000円、7.0%の減、第13款 使用料及び手数料は 30億7,425万円で、前年度比 3 億7,982万6,000円、14.1%の増、第14款 国庫支出金は422億5,354万1,000円で、前年度比67億8,088万5,000円、19.1%の増、第15款 府支出金は134億2,172万7,000円で、前年度比13億8,502万8,000円、11.5%の増、第16款 財産収入は 1 億8,553万3,000円で、前年度比6,254万円、50.8%の増、第17款 寄附金は25億4,865万1,000円で、前年度比1,108万9,000円、0.4%の増、8 ページに移りまして、第18款 繰入金は125億5,391万6,000円で、前年度比 5 億7,219万8,000円、4.8%の増、第19款 諸収入は48億2,088万9,000円で、前年度比16億7,951万1,000円、25.8%の減、第20款 市債は90億1,780万円で、前年度比18億3,420万円、16.9%の減でございます。

9 ページをお願いいたします。

歳出におきまして、第1款 議会費は 7 億4,651万1,000円で、前年度比3,631万2,000円、5.1%の増、第2款 総務費は175億1,805万6,000円で、前年度比11億1,959万2,000円、6.0%の減、第3款 民生費は933億4,666万3,000円で、前年度比97億2,387万8,000円、11.6%の増、第4款 衛生費は145億7,729万円で、前年度比 2 億7,701万9,000円、1.9%の減、第5款 労働費は 2 億2,307万2,000円で、前

年度比949万7,000円、4.4%の増、第6款 農業費は9,131万6,000円で前年度比1,354万1,000円、17.4%の増、第7款 商工費は18億20万6,000円で、前年度比3,530万2,000円、2.0%の増、10ページに移りまして、第8款 土木費は187億3,453万2,000円で、前年度比 7 億8,871万円、4.4%の増、第9款 消防費は70億3,011万3,000円で、前年度比11億172万1,000円、13.5%の減、第10款 教育費は196億64万4,000円で、前年度比12億8,350万5,000円、7.0%の増、第11款 公債費は67億1,356万1,000円で、前年度比 1 億9,546万円、3.0%の増、第12款 諸支出金は1,286万8,000円、第13款 予備費は5,000万円を計上いたしております。

12ページ、13ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為につきましては、1行目のカスタマーハラスメント相談業務から、22ページ、23ページに移りまして、最下段の中学校給食調理等業務につきまして、それぞれお示しのとおり、期間と限度額を定めるものでございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。

第3表 地方債につきましては、1行目の本庁舎整備事業から26ページ27ページに移りまして、最下段の青少年クリエイティブセンター整備事業までにつきまして、限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ定めるものでございます。

一般会計予算の説明は以上でございます。

続きまして、令和7年度吹田市特別会計予算及び予算説明書の5ページをお願いいたします。

議案第27号 令和7年度吹田市国民健康保険特別会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を329億4,327万5,000円とし、第2条では債務負担行為について、第3条では一時借入金の限度額について、第4条では、歳出予算の各項の経費を流用することができる場合について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

6 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 国民健康保険料で65億2,493万2,000円、第4款 府支出金で230億1,259万9,000円、第5款 繰入金で33億7,709万2,000円などを、7 ページ、歳出におきま

しては、第1款 総務費で7億1,294万2,000円、第2款 保険給付で222億1,795万8,000円、第3款 国民健康保険事業費納付金で96億3,124万5,000円、第4款 保健事業費で3億4,700万円などをそれぞれ計上いたしております。

8ページ、9ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為につきましては、1行目の国民健康保険システム標準化対応業務から3行目の国保健康診査受診票印刷封入封緘業務までにつきまして、それぞれお示しのとおり期間と限度額を定めるものでございます。

69ページをお願いいたします。

議案第28号 令和7年度吹田市部落有財産特別会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を4億6,294万3,000円と定めるものでございます。

70ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては第1款 繰越金で4億6,231万1,000円、第2款 諸収入で63万2,000円を、歳出におきましては、第1款 財産費で4億6,294万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

87ページをお願いいたします。

議案第29号 令和7年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を4,008万4,000円と定めるものでございます。

88ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 共済掛金収入で2,467万9,000円、第2款 繰入金で1,209万9,000円、第3款 諸収入で330万6,000円を、歳出におきましては、第1款 福祉共済費で4,008万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

115ページをお願いいたします。

議案第30号 令和7年度吹田市介護保険特別会計予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額を343億3,773万8,000円とし、第2条では、債務負担行為について、第3条では、歳出予算の各項の経費を利用することができる場合について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

116ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 介護保険料で68億2,467万7,000円、第3款 国庫支出金で77億7,733万9,000円、第4款 支払い基金交付金で89億4,688万7,000円、第5款 府支出金で46億3,333万8,000円、第6款 繰入金で61億5,128万円などを、117ページ、歳出におきましては、第1款 総務費で9億3,876万8,000円、第2款 介護保険給付費で319億8,723万4,000円、第5款 地域支援事業費で12億4,034万9,000円などをそれぞれ計上いたしております。

118ページ、119ページ、第2表 債務負担行為につきましては、1行目の介護保険システム標準化に伴う外付けシステム改修業務から、3行目のICTを活用した認知機能維持向上教室運営業務までにつきまして、それぞれお示しのとおり期間と限度額を定めるものでございます。

179ページをお願いいたします。

議案第31号 令和7年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額を74億959万9,000円とし、第2条では、債務負担行為について、第3条では、歳出予算の各項の経費を流用することができる場合について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

181ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 後期高齢者医療保険料で59億5,716万8,000円、第3款 繰入金で14億4,212万1,000円などを、歳出におきましては、第1款 総務費で3億3,816万6,000円、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金で70億6,138万3,000円などをそれぞれ計上いたしております。

182ページ、183ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為につきまして、後期高齢者支援システム標準化対応業務につきまして、お示しのとおり、期間と限度額を定めるものでございます。

223ページをお願いいたします。

議案第32号 令和7年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を18億768万2,000円と定めるものでございます。

225ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 土地開発基金繰入金で3億152万2,000円、第3款 財産収入で15億590万4,000円などを、歳出におきましては、第1款 用地取得費で3億177万8,000円、第2款 諸支出金で9億4,337万1,000円、第3款 公債費で5億6,253万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

247ページをお願いいたします。

議案第33号 令和7年度吹田市病院事業債管理特別会計予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額を7億6,324万9,000円と定めるものでございます。

248ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 諸収入で7億6,324万9,000円を、歳出におきましては、第1款 公債費で7億6,324万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

267ページをお願いいたします。

議案第34号 令和7年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を1億2,029万5,000円とするものでございます。

268ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入におきましては、第1款 繰入金で289万円、第2款 諸収入で4,301万6,000円、第3款 繰越金で7,438万9,000円を、歳出におきましては第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費で5,954万円、第2款 公債費で4,065万3,000円、第3款 諸支出金で2,010万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

議案第26号から議案第34号までの説明は以上のとおりでございます。

なお、関連資料、お手元の議案参考資料337ページから646ページにかけてお示しをいたしております。

別冊の吹田市事業別予算概要と併せて御参照いただきまして、よろしく御審議の上、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 説明の途中ではありますが、議事の

都合上、午後1時まで休憩いたします。

(午後0時12分 休憩)



(午後1時 再開)

○泉井智弘議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き理事者の説明を求めます。水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 御上程いただきました議案第35号及び議案第43号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第35号 令和7年度（2025年度）吹田市水道事業会計予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

水道事業におきましては、工事費の高騰など、経営面の厳しさがある中で、施設の耐震化、再構築など強靱化の取組を進めているところでございます。経営基盤の強化に努めつつ、持続可能な水道事業の実現に向け、各事業を推進してまいります。

それでは、吹田市水道事業会計予算書の3ページをお願いいたします。

第1条は、本予算の総則を定めるものでございます。第2条は、業務の予定量をお示しのとおり予定するものでございます。第3条は、収益的収入及び支出でございます。

収入の部は、第1款 水道事業収益におきまして、前年度比1.9%増の86億7,805万1,000円を見込んでおりまして、第1項の営業収益は、給水収益などで78億5,186万円を、第2項の営業外収益は、加入金などで8億2,619万1,000円を予定するものでございます。

4ページに参りまして、支出の部は、第1款 水道事業費用におきまして、前年度比5.5%増の80億1,805万円を予定しておりまして、第1項 営業費用は、取水、送配水、給水などに係るもので、総額77億1,837万4,000円を、第2項 営業外費用は企業債利息などで2億4,967万6,000円を予定しております。また、第3項では、予備費として5,000万円を計上しております。

この結果、単年度の収益的収支は税込みで6億

6,000万1,000円の利益を見込んでおり、その全額を建設改良事業の財源とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。

収入の部は、第1款 資本的収入におきまして、25億7,101万円を予定しております。第1項 企業債は、管路及び浄配水施設の整備に係る建設改良事業に充てるもので25億円を、第2項 補助金は、基幹管路整備事業に係る国庫補助金で1,800万円を、第3項 工事負担金は、消火栓の設置に係る一般会計からの負担金収入で5,301万円をそれぞれ予定するものでございます。

支出の部は、第1款 資本的支出におきまして、68億3,859万4,000円を予定しております。第1項 建設改良費は、耐震化をはじめとした施設の強靱化を図る建設改良事業に要する費用で、56億9,207万7,000円を、第2項 企業債償還金は、企業債元金の償還として6億4,651万6,000円を、第3項 投資は債券運用に係る国債などの購入に5億円を予定するものでございます。

また、第4項 開発負担金返還金は開発変更に伴う返還に備えての科目設定でございます。

なお、資本的収支の不足額42億6,758万4,000円につきましては、損益勘定留保資金などの自己資金により補填するものでございます。

5ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載のとおり定めるものでございます。

6ページに参りまして、第6条は25億円を限度として起債を予定するものでございます。第7条は、一時借入金の限度額を10億円と定めるものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合として、予定支出の各項に不足が生じた場合の取扱いを定めるものでございます。

7ページをお願いいたします。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費を該当項目とするものでございます。

第10条は、棚卸資産の限度額購入限度額を8,283

万円と定めるものでございます。

第11条は、重要な資産の取得といたしまして、液体クロマトグラフ質量分析計の購入を予定するものでございます。

予算案の概要は以上でございますが、9ページからは予算に関する説明書を、43ページからは予算参考資料といたしまして各種明細を、また、議案参考資料には647ページに長期継続契約予定一覧表を、649ページからは予算の概要を、651ページからは建設改良工事の明細を添付しておりますので、あわせて御参照賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第43号 令和6年度（2024年度）吹田市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、給与制度の改正並びに本年度の決算見込みの算定により生じた増減についてお願いするものでございます。

議案書411ページをお願いいたします。

第1条は、本補正予算の総則を定めるものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出でございます。収入の部第1款 水道事業収益を3,151万円減額し、総額を84億8,467万4,000円に改めるものでございます。

内訳でございますが、第1項 営業収益におきまして5,700万円減額、第2項 営業外収益におきまして2,549万円増額するものでございます。

次に、支出の部は、第1款 水道事業費用を1億2,093万8,000円減額し、総額を74億8,172万8,000円に改めるものでございます。

内訳でございますが、第1項 営業費用におきまして、1億1,043万8,000円を減額、第2項 営業外費用におきまして、1,050万円を減額するものでございます。

412ページをお願いいたします。

第3条は、資本的収入及び支出でございます。支出の部におきまして、第1款 資本的支出を2億1,786万円減額し、総額を52億6,849万7,000円に改めるものでございます。

内容でございますが、第1項 建設改良費を2億

2,017万円減額し、第4項に国庫補助金返還金231万円を追加するものでございます。

第4条は、予算第9条に定めております議会の議決を経なければ流用することができない経費のうち、(1)の職員給与費を2,080万8,000円減額し、総額を13億3,179万9,000円とするものでございます。

第5条は、予算第10条の次に第11条を加える旨定めるもので、第11条において、一般会計から児童手当に係る補助を受ける金額を839万円とする旨、定めるものでございます。

なお、414ページから432ページに、今回の補正により変更のございました予算実施計画、給与費明細書、予定貸借対照表及び予定キャッシュフロー計算書を記載しております。

以上が、議案第35号及び議案第43号の提案理由及びその概要でございます。よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 都市魅力部長。

(都市魅力部長登壇)

○井田一雄都市魅力部長 御上程いただきました議案第39号 令和6年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案書311ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正は97万7,000円を追加し、補正後の総額を4,665万8,000円とするものでございます。

313ページの下段の歳出の表をお願いいたします。

第1款 福祉共済費、第1項 福祉共済費で97万7,000円の追加は、給与条例の改正に伴う人件費及びその他決算見込みによる調整並びに勤労者福祉共済基金への積立金の計上によるものでございます。

次に、上段の歳入の表をお願いいたします。

第2款 繰入金、第1項 一般会計繰入金で109万5,000円、第2項 基金繰入金で77万8,000円の減額は、人件費及び勤労者福祉共済基金からの繰入金における決算見込みによる調整でございます。

次に、第3款 諸収入、第1項 預金利子で2万円の追加は預金利子でございます。

第2項 雑入で72万8,000円の追加は勤労者福祉共済事業の福利事業参加費でございます。

次に、第4款 繰越金、第1項 繰越金で、210万2,000円の追加は、令和5年度（2023年度）における決算剰余金を繰り越すものでございます。

以上が、議案第39号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 御上程いただきました議案第40号 令和6年度吸出し介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

議案書329ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正は1億1,985万1,000円を追加し、補正後の総額を335億9,711万6,000円とするものでございます。

331ページの歳出の表をお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費で1,255万5,000円の減額、第2項 徴収費で、658万5,000円の減額、第3項 を介護認定審査会費で3,457万1,000円の減額は、給与条例等の改正に伴う人件費1,279万6,000円を計上するほか、決算見込みによる調整でございます。

第2款 介護保険給付費、第1款 介護サービス等諸費で4億9,100万円の減額、第2項 介護予防サービス等諸費で700万円の減額、第6項 特定入所者介護サービス等費で1億4,400万円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

次に、第3款 基金積立金、第1項 基金積立金で8億9,490万9,000円の追加は、介護保険給付費準備基金への積立金でございます。

次に、第4款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金で1,535万4,000円の追加は、過年度国庫支出金等の確定に伴う返還金でございます。

次に、第2項 繰出金で10万1,000円の追加は、令和5年度一般会計繰入金の確定に伴う繰出金でございます。

次に、第5款 地域支援事業費、第1項 包括的支援事業任意事業費で、3,385万3,000円の減額、第

2 項 介護予防日常生活支援総合事業費で6,094万9,000円の減額は、給与条例等の改正に伴う人件費442万9,000円を計上するほか、決算見込みによる調整でございます。

330ページの歳入の表をお願いいたします。

第1款 介護保険料、第1項 介護保険料で4億8,819万8,000円の追加、第3款 国庫支出金、第1項 国庫負担金で1億9,214万4,000円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

次に、第2項 国庫補助金で445万6,000円の追加は、保険者機能強化推進交付金2,255万5,000円介護保険保険者努力支援交付金5,146万6,000円及び介護保険事業費補助金121万2,000円を計上するほか、決算見込みによる調整でございます。

次に、第4款 支払い基金交付金、第1項 支払い基金交付金で2億1,182万3,000円の減額、第5款 府支出金、第1項 府負担金で1億4,440万1,000円の減額、第2項 補助金で3,047万円の減額、第6款 繰入金、第1項 一般会計繰入金で2億3,254万8,000円の減額、第2項 基金繰入金で3億5,374万8,000円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

次に、第7款 諸収入、第1項 雑入で9万8,000円の追加は、給与条例等の改正に伴う雇用保険料本人負担分4万5,000円を計上するほか、決算見込みによる調整でございます。

次に、第8款 財産収入、第1項 財産運用収入で83万1,000円の追加は、介護保険給付費準備基金の預金利子及び公債利子でございます。

次に、第9款 繰越金、第1項 繰越金で7億9,140万2,000円の追加は、令和5年度決算の剰余金でございます。

議案第40号の説明は以上でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○泉井智弘議長 説明が終わりました。

質問は後日に受けることにいたします。

○泉井智弘議長 次に、日程5 健康福祉常任委員会委員長の選任についてを議題といたします。

本件選任の方法をいかにするか、お諮りいたします。

（「議長一任」と呼ぶ者あり）

議長一任との声がありますので、私から指名することいたします。

健康福祉常任委員会委員長に益田議員を指名したいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました益田議員を健康福祉常任委員会委員長に選任することに決めました。

○泉井智弘議長 次に、日程6 予算常任委員会副委員長の選任についてを議題といたします。

本件選任の方法をいかにするか、お諮りいたします。

（「議長一任」と呼ぶ者あり）

議長一任との声がありますので、私から指名することいたします。

予算常任委員会副委員長に益田議員を指名したいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました益田議員を予算常任委員会副委員長に選任することに決めました。

○泉井智弘議長 次に、日程7 市会議案第1号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。26番、澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 ただいま上程されました市会議案第1号につきまして、議会運営委員会を代表しまして説明いたします。

市会議案第1号は吹田市議会事務局条例の一部を改正し、市議会事務局の職員の定数を改めようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○泉井智弘議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

なお、36番藤木議員から資料の配付の申出がありましたので、会議規則第147条に基づき許可いたしました。クラウド上などに掲載してありますので、御報告いたします。

討論に入ります。

意見を受けることにいたします。36番藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 市会議案第1号 吹田市議会事務局条例の一部を改正する条例の制定について、自民党吹田無所属の会を代表して意見を申し述べます。

本議案は議会事務局職員の定数を18名から20名に引き上げる条例改正であります。

議会事務局職員の超過勤務時間が、吹田市各部局の中でワーストワンであり、残業時間の削減が主な理由であります。

吹田市の議員条例定数は36名、事務局職員数は18名で、職員1人当たりの議員数は二人です。皆様にお配りした参考資料を御覧ください。私たちが調べた議員定数34名から38名の類似中核市の事務局職員1人当たりの議員数全国平均は、現員で2.3人に一人ですが、今回の条例改正で吹田市は、1.8人に一人となります。全国的に見ても、非効率な事務局職員体制になると言わざるを得ません。

そもそも吹田市の議会事務局職員の残業がなぜ減らないのか、働き方改革がなぜ進まないのか、理由は明白です。以前から問題視されている他市に比べ、あまりにも長い本会議と委員会の審議時間が最大の要因であることは皆が理解しているところです。

平成27年（2015年）のクリスマスに、大手広告代理店電通の新入社員であった24歳の女性が自ら命を絶つという痛ましい事件が起きました。同社の苛酷な勤務実態が大きな社会問題となり、国会において平成30年、働き方改革関連法案が制定されましたが、我々も何もしてこなかったわけではありません。数年前より、議員各位の御理解の下、審議時間の短縮に取り組んでまいりました。従来は1人当たり20分

であった本会議の質問時間を15分に短縮したり、閉会時間が17時、夕方の5時を超えていた常任委員会等を極力5時に終わって、職員の負担を軽減するようにしてきました。そして、現在でも働き方改革に対する取組は継続しておるところでございますが、それでもいまだに審議時間は他市に比べて長く、比例して、議会事務局職員の残業も他市に比べて多くなっております。我が市と類似自治体で、北摂の中核市、豊中市と高槻市のデータを紹介します。

令和5年度、豊中市議会の本会議審議時間は45時間33分、吹田市は92時間2分、半分です。高槻市議会では59時間46分、吹田市より35%短くなっております。また、分科会も含む常任委員会の開催日数は、豊中市で25日、高槻市は20日、吹田市は62日、両市とも吹田市の約3分の1です。

これらの近隣自治体の例からも、我が市の突出した審議時間及び審議日程が議会事務局職員の負担になっているのは明らかであります。今回の条例改正はあくまで対症療法であり、今後、可及的速やかにさらなる審議時間の短縮に向け、我々が真剣に取り組み、大胆な改革に着手しなければ根本的な解決にはならないということを申し述べ、本議案に賛成いたします。

○泉井智弘議長 以上で討論を終わり、市会議案第1号を採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、市会議案第1号は原案どおり可決されました。

○泉井智弘議長 以上で本日の会議を閉じたいと存じます。

次の会議は2月25日（火曜日）午前10時に再開いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後1時26分 散会）

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	泉井智弘	
吹田市議会議員	村口久美子	
吹田市議会議員	川田 尚	